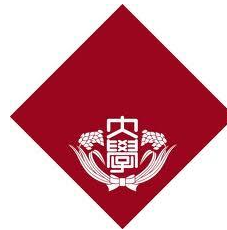


災害への備えと デジタル活用

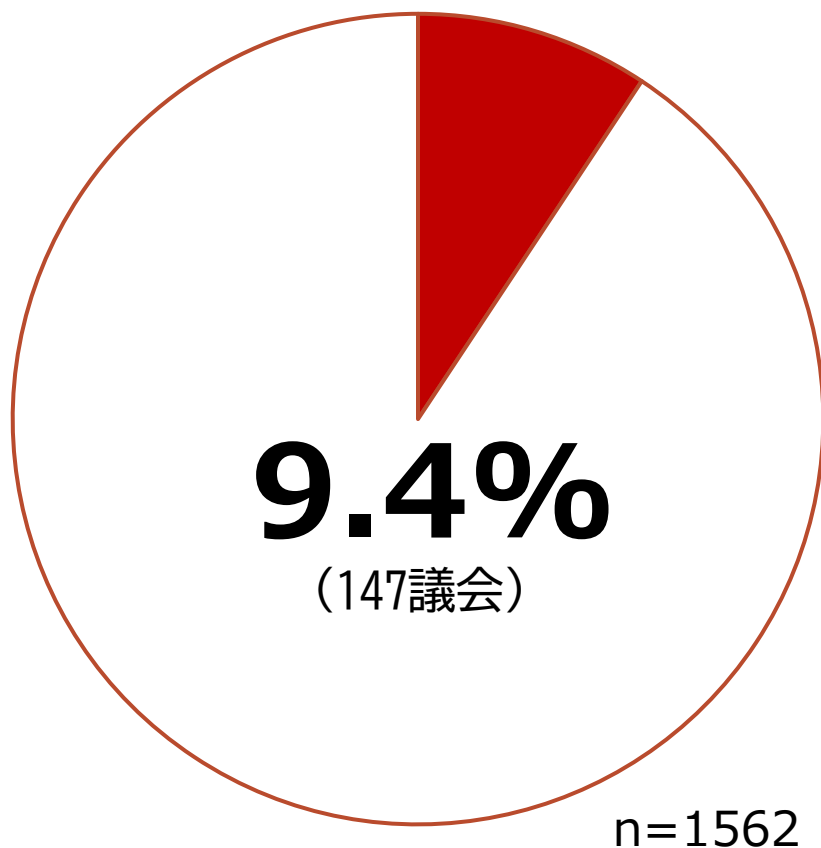
議会改革度調査2023 テーマ分析①



早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会

議会専従として災害対策本部から独立している

「議会事務局の運営で工夫しているところがありますか？」の回答項目『非常時は議会専従として災害対策本部から独立している』へ回答のあった件数（設問40）



災害時、行政職員は避難所運営・相談窓口等、日常業務において配置されることが多い。二元代表とはいえ、議会事務局職員も同様に扱われる場合がある。そうなれば、議会機能が低下・停滞することになる。

非常時でも議会の専従として議会事務局職員が活動できる環境整備が必要。

非常時に備えた議会・議員の行動指針

非常時の議会・議員の行動指針に関する仕組みや取り組みはありますか？また、それを議会HPで公開していますか？（設問45）

	該当する	議会HPで公表している
議会基本条例で規定している	236議会	134議会
条例がある	19議会 登別市議会/盛岡市議会/にかほ市議会/大石田町議会/檜葉町議会/奥多摩町議会/中井町議会/志賀町議会/宮田村議会/富士宮市議会/桑名市議会/大津市議会/四條畷市議会/琴浦町議会/大田市議会/熊野町議会/新宮町議会/さつま町議会/糸満市議会	8議会 登別市議会/盛岡市議会/大石田町議会/檜葉町議会/宮田村議会/大津市議会/大田市議会/新宮町議会
議会版BCPがある	359議会	140議会
行動指針がある	598議会	94議会
非常時にオンライン会議で協議を行う仕組みがある	273議会	—
災害対策本部に議員が参加する仕組みがある	49議会	—
災害対策本部の情報が議会にも常時共有される仕組みがある	597議会	—

(事例)宮田村議会危機管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項、宮田村議会会議規則(昭和39年宮田村規則第1号)第127条及び宮田村むらづくり基本条例(平成27年宮田村条例第28号)第36条第3項の規定に基づき、宮田村議会の危機管理体制の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、宮田村災害対策本部等の対策本部(以下「村対策本部」という。)が設置された場合において、必要と認める時は、危機管理連絡会(以下「連絡会」という。)を設置することができる。

2 連絡会は、別紙1の宮田村議会危機管理連絡会指針を基本に運営しなければならない。

(組織)

第3条 連絡会は、議員12名をもって構成する。

2 議長は、連絡会の業務を総括し、議員を指揮監督する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 議員の安否確認及び連絡先の確認を行なうこと。

(2) 議員及び村対策本部からの情報収集に関すること。

(3) 議員及び村対策本部への情報提供に関すること。

(4) 被災地及び避難場所等の調査に関すること。

(5) 国、県、関係団体等への要請に関すること。

(6) 議会としての対応策に関すること。

(7) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(要請)

第5条 村対策本部に要請があるときは、緊急の措置を要する事項を除き、議長がこれを行なう。

(事務)

第6条 議会事務局の職員は、村対策本部の業務に従事するほか、連絡会の事務を行なう。

(解散)

第7条 連絡会は、議長の判断により、適当と認めたときに解散する。

(訓練)

第8条 議長は、毎年、危機管理体制を整備するために必要な訓練を実施しなければならない。

(活動服)

第9条 議員は、活動服を私費で購入することとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

(事例)新宮町議会

新宮町議会 災害対応指針

新宮町議会災害対応指針

1 基本方針

議会は、議事機関として予算や決算、条例などの重要な事項について議論し、町の意思を決定するとともに、執行機関の事務執行を監視及び評価するなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時においては、これら本来の機能とは別に、特に、初期を中心に被災町民の救援と被害復旧が迅速に進むよう、町当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本町議会は熊本地震や、平成17年3月に発生した福岡西方沖地震の経験と踏まえ、大規模災害時における議会対応としての基本方針を、以下のとおり定める。

- (1) 新宮町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速、かつ円滑に応急活動が実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、県、関係機関等に適宜災害支援に関する要望活動を行い、町の復旧・復興の取り組みを支援すること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、様態に応じて、また時間の経過とともに動的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時においては、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

(議会の対応方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じて、必要な体制を取りながら、災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、議会の災害対応に関する事務を統括にあたる。
- ③ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- ④ 議長、副議長ともに事故等があるときは総務建設常任委員会委員長、文教生活常任委員会委員長の順に、議長及び副議長の職務を代理する。
- ⑤ 議長は、必要に応じて新宮町議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」という。）を設置し、状況の確認と所要の対応を行う。
- ⑥ 議長は、①のほか、地域の一員として町民の安全確保と応急対応及び情報収集等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- ⑦ 特に、災害初期においては、町当局が災害対応に専念できるよう、議員が収集した情報は、緊急の場合を除き、災害連絡会議で取りまとめ提出する。

2 災害発生時の対応

【大規模災害時の行動判断基準】

全議員が議会事務局または議長に安否を連絡しなければならない場合

- ① 災害対策本部が設置されたとき、または、大雨、洪水、暴風等により相当規模の被害が発生したとき。

【初動期】(災害発生から概ね24時間が経過するまで)

場合は、必要に応じて、会議を休会又は散会す
議事録その他安全確保のための対応を行わせ

での支援活動等を行えるよう配慮する。

きは、前記の大規模災害時の行動判断基準に
を連絡する。
早や、避難所の誘導等にできる限り協力する。

本部の対応状況を速やかに報告する。必要
判断により必要と認められた場合に赴き、必要
とするなどの対応を行う。
害情報を適宜提供する。

体制を確立する。
の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議
ともに、地域の一員として避難所支援など共
きる限り協力する。

対策本部へ提供する。
を速やかに議長へ報告する。
害情報を適宜提供する。

ため、必要に応じて、災害対策本部長等との連
関係機関等に対し、適宜要望活動を行う。こ
関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
には、災害連絡会議において議会活動を開始
を報告する。
の指針を踏まえ、必要対応を行う。

行う。

る進行する。

行する。

新宮町議会 災害対応連絡会議設置要綱

新宮町議会災害対応連絡会議設置要綱

平成28年6月24日

新宮町議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模災害時において新宮町議会災害対応指針の基本方針に基づき、新宮町議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に、新宮町議会に災害連絡会議を設置することができる。

- (1) 新宮町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたとき、又は大雨、洪水又は暴風等により町内に相当規模の被害が発生したとき。
 - (2) その他議長が必要と認めるとき。
- 2 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

- 第3条 災害連絡会議は、議長、副議長及び各常任委員会委員長をもって組織する。
- 2 議長は、災害連絡会議を代表し、その事務を統括する。
 - 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
 - 4 議長、副議長ともに事故等があるときは、総務建設常任委員会委員長、文教生活常任委員会委員長の順に議長及び副議長の職務を代理する。
 - 5 議長は、必要と認める場合は、災害連絡会議にその他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員から被災情報を収集・整理し、災害対策本部に提供を行うこと。
- (2) 災害対策本部から災害情報の報告を受け、適宜、議員へ情報提供を行うこと。
- (3) 町長からの依頼事項についての対応に関すること。
- (4) 災害対策本部に対し、必要な協力及び支援を行うこと。
- (5) 国、県及び関係機関等に対し、災害支援等に関する要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

に支援をきたさない範囲において、災害連絡会

な事項は、議長が別に定める。

行する。
議会告示第1号)
する。

ICTを活用している議会の事例

■金ヶ崎町議会

議会BCPに基づき、**災害時の安否連絡や被害状況報告**等をプラスメッセージ（ビジネスチャットアプリ）を用いて行う（2023年までは訓練のみ実施）

■宇都宮市議会

宇都宮市議会**災害等対応方針**を定め、**災害時の安否確認や情報共有**手段として、タブレット端末を活用することとしている。事務局・議員それぞれの端末にLINEWORKSを導入し、議員の安否確認にはアンケート機能、被災状況の把握や事務局からの情報共有にはメッセージ機能を活用している。また、**年に1回程度、全議員を対象に安否確認・情報提供訓練を実施**している。（※実際の災害時に運用した事例はない）

■ふじみ野市議会

災害などに備え議会としての防災訓練を実施するに当たり、**Skypeを活用したオンライン会議**など**ICTを活用した議会独自の訓練**を行っている。

■町田市議会

タブレット端末による**災害時の安否確認**実施（毎年9月定例会時に**模擬訓練**を行う）

ICTを活用している議会の事例

■加賀市議会

加賀市議会災害等対策支援本部の設置については、市対策本部が設置され議長が必要と認める場合に設置し、議会業務継続計画を発動する。毎年、オンラインによる災害対策支援本部会議を実施（訓練）している。**その成果もあり、今回の令和6年能登半島地震発生時も議会対策支援本部を設置し、Zoomを用いて情報共有を円滑に行うことができた。**

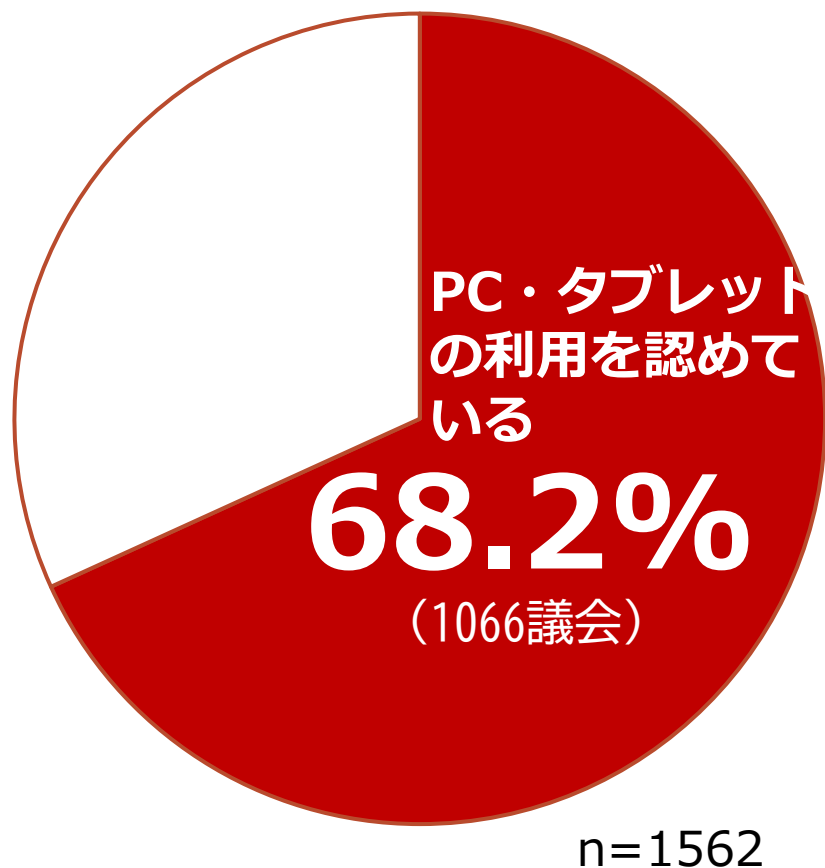
■福井県議会

令和5年6月には大規模災害発生を想定した**議員の安否確認をチャット等で行う訓練を実施**するなど、災害対策における活用を図っている。

■瀬戸市議会

市総合防災訓練に併せて、**市議会防災訓練**を実施し、瀬戸市議会BCPに基づいて、災害発生時における議員の対応を確認した。さらに地域の防災訓練に参加した**議員がタブレット端末を活用し、現地からZoomで議会災害支援本部へ状況を報告し、災害情報について共有**を行った。

災害対応×デジタル活用 提言



今回の調査（議会改革度調査2023）では、PC・タブレットの利用を認めている議会は約7割に達していることがわかった。地方議会においてPC・タブレットはもはや標準装備になった。しかし、多くの議会が資料の閲覧やメールのやり取りのみの用途でしか使用せず、PC・タブレットのパワフルな機能を使いこなしている議会は少ない。災害時は「集まれない・会えない」ケースを想定しておく必要がありデジタル機器の活用は欠かせない。加えて、災害時には通信アンテナの破損や電源確保の課題などデジタル機器が使用できなくなる環境を想定し、通信環境や電源の確保などの事前準備は重要な課題として認識するべきである。

全国地方議会 サミット2024

07.10^水&11^木
早稲田大学大隈講堂

- 能登半島地震被災地の議会からの報告

椿原 正洋氏 | 輪島市議会議員・前議長 |

金七 祐太郎氏 | 能登町議会議長 |

- 熊本地震の経験と自治体間支援の現場から

大西 一史氏 | 熊本市長 |

- 能登半島地震と珠洲市の状況と対応

泉谷 満寿裕氏 | 珠洲市長 |

- 自治体における災害時のドローンや人工衛星などテクノロジー活用

円城寺 雄介氏 | 宇宙公務員 |

- 東日本大震災の経験から

片山 善博氏 | 元総務大臣 |

- 非常事態への備えと議会の対応・役割

廣瀬 克哉氏 | 法政大学総長 |

- ほか「議会改革の最新トレンドとトピックス」など
随時更新します 詳しくは特設HPをご確認ください



全国地方議会サミット2024

検索

<https://maniken.jp/summit/>

調査に関するご取材・お問合せ

多くのお問い合わせを頂戴するため、ご連絡は下記URLの【ご質問・ご取材フォーム】よりお願い致します。

早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会 **ご質問・ご取材フォーム**
<https://maniken.jp/maniken/2023gikai>

早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町517-1
ドロード早稲田402
MAIL:mani@maniken.jp
TEL:03-6709-6739/FAX:03-6709-6752
担当：山内、松本